

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【公開番号】特開2012-56593(P2012-56593A)

【公開日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-012

【出願番号】特願2010-200478(P2010-200478)

【国際特許分類】

**B 6 5 D 81/26 (2006.01)**

【F I】

B 6 5 D 81/26 J

B 6 5 D 81/26 R

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月9日(2013.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓋材と、前記蓋材がシールされる底材とを備える包装体であって、  
前記蓋材および前記底材の少なくとも一方は、酸素を吸収するフィルムからなり、  
前記包装体内部の酸素濃度は、前記蓋材が前記底材にシールされたときの前記包装体内部の初期酸素濃度の0%以上50%以下の値まで減少した後、前記初期酸素濃度の0%以上50%以下の値を推移することを特徴とする包装体。

【請求項2】

前記包装体内部の前記酸素濃度は、前記蓋材が前記底材にシールされたときから10日経過したとき、前記包装体内部の前記初期酸素濃度の0%以上50%以下の値まで減少する請求項1に記載の包装体。

【請求項3】

前記包装体内部の前記酸素濃度は、前記包装体内部の前記初期酸素濃度の0%以上50%以下の値を20日以上推移する請求項1または2に記載の包装体。

【請求項4】

前記包装体内部の前記酸素濃度は、前記包装体内部の前記初期酸素濃度の0%以上50%以下の値を30日以上推移する請求項3に記載の包装体。

【請求項5】

前記包装体内部の前記酸素濃度は、前記包装体内部の前記初期酸素濃度の0%以上20%以下の値まで減少した後、前記初期酸素濃度の0%以上20%以下の値を推移する請求項1～4のいずれか1項に記載の包装体。

【請求項6】

前記包装体内部の前記酸素濃度は、前記蓋材が前記底材にシールされたときから10日経過したとき、前記包装体内部の前記初期酸素濃度の0%以上20%以下の値まで減少する請求項5に記載の包装体。

【請求項7】

5 の環境下で前記包装体内部の酸素を吸収する請求項1～6のいずれか1項に記載の包装体。